「海南市議会基本条例」検証調書

令和８年１２月１日

評価の見方　Ａ：達成できたもの　　Ｂ：できている（更なる努力を要する）　　Ｃ：できていない（検討を要する）
　　Ｄ：条文を改正する　　Ｅ：その他　　―：評価の対象としない

条　　文	評価	取組状況、課題・問題点	今後の対策等
（前文） 　地方分権一括法が施行され、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められています。 　このような中、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会は市民の負託を受けた議事機関として、これまで以上に執行機関の監視機能を十分に発揮するとともに政策立案機能を強化する必要があります。 　このため、海南市議会は、平成25年に議会改革ワーキンググループを設置し、「開かれた議会」、「活力ある議会運営」、「積極的な政策提言」の３点を議会改革の方向性として定め、調査研究を行い、翌年に設置した議会改革特別委員会において、さらにその議論を積み重ねてきました。 　そしてここに、海南市議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、民主的な市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与するため、海南市議会における最高規範としてこの条例を制定し、全力をあげてこの条例の理念と目的を達成することを誓います。	―	前文は、本条例制定の経緯や理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	―
第１章　総則			
（目的） **第１条**　この条例は、二元代表制の下、議会及び議員の役割を明確にするとともに、議会及び議員の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、民主的な市政の発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。	―	第１条から第３条は、本条例の基本的な考え方や、議会または議員の理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	―
（本条例の位置づけ） **第２条**　この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例と整合性を図らなければなりません。	―	第１条から第３条は、本条例の基本的な考え方や、議会または議員の理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	―
（基本方針・理念） **第３条**　議会は、二元代表制の一翼を担う議事機関として、その自覚と誇りを持ち、市民自治の考えを基本に真の地方自治の実現に全力を挙げるものとします。 ２　議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市民の意見を市政に反映させます。	―	第１条から第３条は、本条例の基本的な考え方や、議会または議員の理念について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	―

第２章　議会及び議員の活動原則			
（議会の活動原則） **第４条**　議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1)　公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。 (2)　議決責任を深く認識し、市の意思決定を行うとともに、市政の課題並びに議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすこと。 (3)　市政運営の監視及び評価を行うこと。 (4)　政策立案及び政策提言に取り組むこと。 (5)　議員発議による条例制定に取り組むなど、立法機能の発揮に努めること。 (6)　市民の多様な意見を的確に把握し、市政及び議会運営に反映させること。 (7)　議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにすること。 (8)　議会の役割を追求し、不断の議会改革に努めること。	―	第４条は、議会活動の原則について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	―
（議員の活動原則） **第５条**　議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正な職務の遂行に努めます。 ２　議員は、市民の多様な意見を的確に把握し、必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議会活動について市民への説明に努めます。 ３　議員は、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動します。	―	第５条は、議員活動の原則について述べられている箇所であることから、評価の対象としない。	―
（政策提案及び政策提言） **第６条**　議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例の提案、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し政策提案及び政策提言を行います。	B	【取組状況】 ・発議は４年間（令和４年度～令和７年度）で26件行っており、年間平均発議件数は、6.50となっている。 ・決算審査に係る意見書は市長に毎年提出している。 【意見・課題・問題点】 ・さらなる政策提案の努力が必要ではないか。 ・一般質問後の進捗を確認していく必要があるのではないか。 ・提案は型どおりが多く、継続審査などがない。一部継続審査ができるように工夫するべきではないか。 ・委員会審議が少なくなっている。決算など従来は数日かけていたが、旧来のやり方もよいのではないか。	・さらなる政策提案の努力を引き続き行っていく。 ・決算審査において旧来のやり方を検討する。

（政務活動費） **第７条**　政務活動費の交付を受けた議員は、別に条例で定めるところにより、適正に使用しなければなりません。	A	【取組状況】 ・収支報告により「政務活動費使途基準」に基づき適正に活用していることを確認している。 【意見・課題・問題点】 ・市政報告ばかりではなく、資料の収集や視察、勉強会にもっと使うようにしてはどうか。	特になし
２　議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たすため、収支報告書、領収書等を公開しなければなりません。	A	【取組状況】 ・政務活動費の支出結果はホームページ、議会だよりで公表している。 ・領収証等の詳細な内容は議会図書室で公開している。 【意見・課題・問題点】 ・将来的にはホームページでの領収書の公開を視野に入れるべきである。 ・24万円以上の領収書を添付できないので、市民の目から見てどうか。 ・通帳の残高が表に出てしまうので、その部分を黒塗りにできないか。	・政務活動費の領収書の公開について、協議を行う。

（災害時の対応） **第８条**　議長は、市が災害対策本部又は国民保護対策本部を設置したときは、市の災害対策及び災害復旧に寄与するため、海南市議会災害対策支援本部を設置するものとします。	A	【取組状況】 ・令和７年度にカムチャツカ半島付近の地震により津波警報が発令された際、議会災害対策支援本部を設置した。 ・オンラインによる方法での委員会参加を可能とするため、委員会条例、会議規則を改正した（令和５年９月定例会）。また、広報委員会において、試行的にオンライン会議を行った（令和５年10月19日、令和６年10月17日、令和７年１月16日）。 【意見・課題・問題点】 ・タブレットを通じて、緊急用に災害対策本部にも通じる道も欲しい。 ・オンライン会議を進めていくべきだ。 ・自宅等からのオンライン会議の検証が今後必要ではないか。	・災害時にはタブレットも活用できるように対策を進めていく。
２　議員は、海南市議会災害対策支援本部が設置されたときは、別に定めるところにより、迅速かつ適切に行動するものとします。	B	【取組状況】 ・災害対応マニュアルの見直しを適宜行っている。 ・毎年「災害用伝言サービス171」の訓練を実施している。 ・令和７年度の議会災害対策支援本部の設置時には、マニュアルに沿って対応ができた。 【意見・課題・問題点】 ・市の災害訓練に議長や議員も参加してはどうか。 ・議会災害対策支援本部が設置されない場合、当局に直接連絡することになってしまうので、そういうところを考えておくべきである。 ・災害対応マニュアルの検証が十分ではない。	・市の災害訓練への議長団参加に取り組む。 ・災害対策マニュアルの再検証に取り組む。

第３章　市民と議会の関係			
（説明責任） **第９条**　議会は、市民への説明責任を果たすとともに、各種情報メディアや多様な機会等を活用し、情報公開に努めます。	B	【取組状況】 ・議会だより（年４回発行）やホームページで、議会の情報発信をしている。 ・本会議のライブ・録画配信、委員会の録画配信をしている。 ・フェイスブックを活用し、広報を行っている。 ・ライブ・録画配信については、令和６年度より、ユーチューブでの配信を行っており、より多くの市民に閲覧されるようになった。また、以前の配信方法と比べ、配信までの時間は短縮されている。 【意見・課題・問題点】 ・議会だよりのページづくりの在り方を再考してはどうか。 ・カメラは固定ではなく、時折全体像や個人などを放映してはどうか。 ・市のホームページの第１画面からクリック１発で議会にアクセスできるようにしてはどうか。 ・議会だよりについては、市報よりもっと具体的内容に突っ込んではどうか。 ・一般質問の傍聴者に趣旨説明を配布してはどうか。 ・議会だよりにおける一般質問に関してはもっと簡略化できないか。 ・フェイスブックに連動しているＳＮＳも利用すべきではないか。 ・アクセス数、閲覧数は減少傾向にあるので、今後も引き続き、取組を継続すべきである。	・課題・問題点について、議会広報委員会で検討を行っていく。 ・フェイスブックに連動しているＳＮＳによる発信を進める。

（意見交換会） **第10条**　議会は、市民の多様な意見を把握し、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けます。	B	【取組状況】 ・意見交換会は４年間（令和４年度～令和７年度）で11回実施している。 【意見・課題・問題点】 ・対象団体が限定されるので、委員会をまたがっての開催も考えてみてはどうか。 ・特定の団体・個人に偏りがちであるので、広げる工夫が必要である。 ・根本的なやり方の変更を考えるべき時期に来ているのではないか。 ・もっと広く市民を対象にした意見交換会にできないか。 ・対象となる年齢、業種等を考慮して、意見交換会を開催していくのがいいと思う。	・意見交換会のやり方を考えていく。
（請願者及び陳情者の説明機会） **第11条**　議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議において、必要があると認めるときは、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるものとします。	B	【取組状況】 ・請願人等から意見を聴く機会を４年間（令和４年度～令和７年度）で２回設けている。（令和４年８月30日提出の「国に所得税法第56条の廃止の意見書提出を求める請願」、令和５年２月27日提出の「海南市いじめ問題調査委員会についての陳情書」） 【意見・課題・問題点】 ・市民から意見を聴きやすいようにハードルを下げる工夫をすべきではないか。	・請願人等から意見を聴く方法について協議する。
（公聴会及び参考人制度の活用） **第12条**　議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の意見及び専門的知見を議会活動及び政策立案に反映させるよう努めます。	B	【取組状況】 ・特になし 【意見・課題・問題点】 ・議員の報酬、定数について、制度を活用してはどうか。	特になし

第４章　議会と行政の関係			
（一般質問） **第13条**　議員は、一般質問を行う権利を有します。	B	【取組状況】 ・令和４年６月定例会から令和８年２月定例会における一般質問者数は平均で１定例会につき約7.6人となっている。 ・議案審議と一般質問の順序については、令和５年２月９日の議会運営委員会で協議し、現行どおりとすると決定している。 【意見・課題・問題点】 ・傍聴者に趣旨説明の紙を配ってはどうか。 ・一般質問の時間を例えば往復60分として運行スケジュールを明確化し、これを公表することにより、傍聴に来やすいような体制を構築するべきだ。 ・一般質問の人数をもっと増やすための努力が必要である。 ・市民の方が理解しやすいように、カタカナ語、外国語等をなるべく使わず、分かりやすい説明に留意すべきである。	・一般質問のスケジュール管理がしやすいような運営を行う。
２　一般質問は、行財政全般にわたって、市長等に対し、事務の執行の状況、将来に対する方針等について所信を質し、報告若しくは説明を求め、又は疑問を質すことを目的とします。	B	【取組状況】 ・この目的に則って一般質問を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・市の考えを問う質問に対して、権限が十分でない課長が答えている場面が時々ある。そういうときは、課長ではなくて部長あるいは市長が行うような体制にすべきではないか。	特になし
３　再質問を行う場合においては、論点及び争点を明確にするため、一問一答制とします。	B	【取組状況】 ・再質問から、一問一答としている。 【意見・課題・問題点】 ・一問一答制を導入しているが、登壇時からの一問一答も研究してはどうか。 ・通告からずれて、そのままいくようなことがあるが、気をつけていくべきではないか。	特になし

（質疑） **第14条**　議案等に対する質疑は、論点及び争点を明確にして行うものとします。	B	【取組状況】 ・できる限り通告し、論点や争点が明確になるよう努めている。 【意見・課題・問題点】 ・現在できる限り通告しようという形になっているが、その結果として質疑がしにくくなっているので、具体的に数が減っているのではないのかと危惧している。質疑がしやすいようにしたほうがいいのではないのか。	特になし
（反問権） **第15条**　本会議又は委員会に出席した市長その他の執行機関及びその職員は、議員から質疑又は質問を受けたときに、その論点を明らかにするため、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し、反問することができるものとします。	―	【取組状況】 ・これまで、反問権の行使はない。 【課題・問題点】 ・特になし	特になし
（政策提案の説明要求） **第16条**　議会は、市長等が提案する重要な政策等について、論点を明確にし、議論の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めます。 (1)　政策等の提案に至った経緯、理由及び期待される効果 (2)　他の自治体の類似する政策等との比較検討 (3)　提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 (4)　総合計画との整合性 (5)　関係法令、条例等 (6)　財源措置及び将来にわたるコスト計算	B	【取組状況】 ・これらの事項を念頭に質問・質疑を行っている。 ・当初予算の審議のため、当初予算説明資料の提出を要望している。 【意見・課題・問題点】 ・以前あった予算説明会の実施を求める。	特になし
２　議会は、市長が議決事件に含まれない重要な政策等を提案するときは、あらかじめ、議会の意見を聴く機会を設けるよう求めます。	B	【取組状況】 ・重要な政策・計画変更等があった場合は、議長団に説明があるので、正副議長、議運の正副委員長で、各議員へ諮るか判断する旨、令和４年10月17日の議会運営委員会で決定している。 【意見・課題・問題点】 ・政策や計画が十分議員に伝わっていないのではないか。 ・予算説明会の実施を求める。 ・定例会の直前に会派を回っての説明が多いが、重要案件であれば全員協議会等できっちり説明すべきではないか。 ・重要な政策については、説明や意見を聴く機会をもっと設けるべきではないか	・重要な政策について、議会の意見を聴く機会を求める。

第５章　議会運営			
（会派） **第17条**　議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができます。	A	【取組状況】 ・会派を結成し、全議員が会派に所属している。（令和４年度～令和７年度） 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
２　会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整に努めます。	A	【取組状況】 ・４年間(令和４年度～令和７年度)に政務活動費での視察を延べ26会派が実施している。 ・会派代表者会議を開き、調整、合意形成を図っている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
３　議会は、会派間の公平性の確保と会派に所属しない議員の意見が議会運営に反映されるよう配慮します。	A	【取組状況】 ― 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし

（自由討議） **第18条**　議員は、議員間で自由な討議を重ねて合意形成に努めるものとし、あらゆる会議において、自らの意見又は考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、議員間での討議を尽くします。	B	【取組状況】 ・決算審査に係る意見書を提出するため、毎年、自由討議を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・実際に実施された回数は少ないが、必要なテーマが出ていないためやむを得ないと考える。	特になし
２　議長、委員長等は、議員間での討議を中心に会議を運営し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとします。	B	【取組状況】 ・毎年、決算審査に係る意見書を市長に提出している。 【意見・課題・問題点】 ・委員長によっては自身の意見を言いすぎる嫌いがあるため、運営に改善が必要である。	特になし
（会議の公開） **第19条**　議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び全員協議会を原則公開とします。	A	【取組状況】 ・令和６年度より、ユーチューブ配信へ変更し、本会議はライブ配信、常任委員会は録画配信を行い、以前より早く配信できている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし

第６章　議会の機能強化			
（議決事件の追加） **第20条**　議会は、議事機関としての機能強化のため、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項の規定に基づき議決事件を追加するものとします。	―	【取組状況】 ― 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
２　前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定めます。	―	【取組状況】 ・総合計画について、「策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。」と条例で定めている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
（附属機関の設置） **第21条**　議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができます。	―	【取組状況】 ・実績なし 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし

（議員研修） **第22条**　議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施します。	A	【取組状況】 ・毎年度、議員研修を開催している。 ・研修資料等をサイドブックスに格納し、研修内容を共有している。 ・新人議員説明会で議会基本条例の説明を行っている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
2　議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとします。	A	【取組状況】 ・各分野の専門家を招き議員研修を実施している。 ・各分野の団体等と意見交換会を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・研修後の議員間の振り返りなどが必要ではないか。	特になし
3　議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、この条例のほか議会関係法令等に関する研修を行うものとします。	B	【取組状況】 ・一般選挙を経た任期開始後、議会基本条例に関する研修を実施している。（令和５年２月３日） ・令和６年度にコンプライアンス研修を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・地方自治法に特化した研修の実施が必要である。	・地方自治法に特化した研修を実施する。

（議会図書室） **第23条**　議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図ります。	B	【取組状況】 ・各議員からの意見に基づき、令和４年度以降においては、令和４年度に20冊、令和５年度に12冊、令和６年度に８冊　令和７年度に17冊を購入した。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
2　議会図書室は、誰でも利用することができます。	C	【取組状況】 ・議会図書室を常時開放している。 ・ホームページで議会図書室の広報を行っている（当局のほか、年間数人の市民の方が利用している。）。 【意見・課題・問題点】 ・利用者に署名を求めてはどうか。 ・改めて広報を行い、議会図書室の利用率を上げていくべきである。 ・有効利用を図るべきである。 ・活用が少ないという点が改善されていない。 ・議会広報委員会において、議会だよりやＳＮＳで発信していくべきではないか。 ・新着図書の情報発信をしてはどうか。	・広報を行い、議会図書室の活用を促す。 ・新着図書の情報発信を図っていく。 ・利用者をカウントし、利用実態を把握する。
（予算の確保） **第24条**　議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めます。	B	【取組状況】 ・タブレットや調査研究用の旅費などの必要な予算を確保している。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし

（議会事務局の拡充） **第25条**　議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図ります。	B	【取組状況】 ・ＡＩ議事録作成支援システムにより委員会の会議概要の早期調製及び事務の効率化が図られている。 【意見・課題・問題点】 ・人員が減ったことで、特別委員会などへの対応に不安がある。 ・事務局の人数が減って運営に問題が出ていると思われる。 ・議員数が減る場合、事務局職員は増とすべきである。	・事務局職員をこれ以上減らさない。 ・委員会構成等の状況を踏まえた上でさらなる職員の拡充を検討する。
2　議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる情報の提供に努めます。	B	【取組状況】 ・議会活動に必要とされる情報の提供に努めている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし

第７章　議員の政治倫理、身分及び待遇			
（政治倫理） **第26条**　議員は、良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行わなければなりません。	A	【取組状況】 ・議会議員政治倫理条例を制定している。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
２　議員は、品位を損なうような行為を慎むとともに、その職務に関して疑惑を招くおそれのある行為をしてはなりません。	B	【取組状況】 ・議員一人ひとりが意識を高く持ち、順守している。 【意見・課題・問題点】 ・議員個人がＳＮＳに投稿する場合には、やはり、慎重に、正確な情報を投稿するということが求められるのではないか。 ・パワハラ、カスハラの研修をすべきである。 ・ＳＮＳ発信については、個人の立場に気をつけながら発信していくべきである。 ・最近はパワハラ、誹謗中傷等が大きな問題になっているので、時代の変化やニーズに合わせて、継続的に努めていく必要がある。	・この条文を遵守する。
（議員定数） **第27条**　議員定数は、別に条例で定めます。	―	【取組状況】 ・条例で定めている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
２　議員定数については、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測、常任委員会の構成人数等を総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮するものとします。	―	【取組状況】 ― 【意見・課題・問題点】 ・市民の意見を聴く機会がなかった。	特になし

（議員報酬） **第28条**　議員報酬は、別に条例で定めます。	―	【取組状況】 ・条例で定めている。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし
２　議員報酬については、社会経済情勢、本市の財政状況、類似都市との比較、市政の現状と課題及び将来予測等を総合的に勘案するとともに、市民の意見を十分に考慮するものとします。	B	【取組状況】 ・人事院勧告に基づき期末手当の改定を行っている。 ・令和７年度に特別職報酬等審議会において審議されている。 【意見・課題・問題点】 ・議員間での話合いや考える機会が必要ではないか。 ・議員報酬を自らが決めることは難しい。	特になし
第８章　見直し手続			
（見直し手続） **第29条**　議会は、一般選挙を経た任期開始ごとに、議会運営委員会においてこの条例の目的が達成されているかどうかを検証するとともに、随時、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正を含め適切な措置を講じます。	A	【取組状況】 ・一般選挙を経た任期開始ごとに、検証を実施している。 【意見・課題・問題点】 ・特になし	特になし